

働き方改革セミナー 実務対応をどうするか！

有給休暇の義務化に
対応するための
実務例？

長時間労働を
減らせないものか？

同一労働同一賃金の
対応は...

いろいろな助成金も
あるんだ！

石川の企業の未来を変える！

2019年 10月8日(火) 14時00分～15時15分

会 場 志賀町商工会館 3階 大会議室
志賀町高浜町 二-13-1

講 師 専門家アドバイザー 西野 健吾 氏

○講演内容 働き方改革関連法への対応の仕方

2019年4月1日から順次施行！

- ☆年次有給休暇の取得義務化の実務対応
- ☆時間外労働の上限規制への対応（36協定の締結）
- ☆同一労働同一賃金の考え方
- ☆各種助成金のご紹介

○定 員 30名程度 (締切：10月1日(火))
会社規模にかかわらずどなたでも参加いただけます

○受講料 無料

主催 志賀町商工会 ・ 石川働き方改革推進支援センター
【(一社)石川県経営者協会受託事業】

連絡先：石川働き方改革推進支援センター フリーダイヤル：0120-319339

※申し込みは裏面に必要事項を記載の上、FAX、メール送信等にてお願いします

貴社名

担当者名

〒

所在地

連絡先(TEL)

(FAX)

やむを得ず申し込みをキャンセルする場合は、必ず事前連絡をお願いします。

働き方改革セミナー受講申込書

申込書に所定事項をご記入の上FAXまたは電子メール等にてお申し込みください。
メール申し込みの場合は件名に【10月8日 セミナー受講希望】と明記し、上段の
社名、担当者名等と以下の内容をお知らせください。

受講日 10月8日(火)

会場名 志賀町商工会

受講者氏名

部署・役職

TEL

受講者氏名

部署・役職

TEL

相談申込書

※相談希望がございましたら、下記①～⑤に○を記載の上、ご相談内容を記載願います。

セミナー終了後相談会を開催します。

① 有給休暇の取得 ②時間外関係 ③36 協定や就業規則 ④労働関係助成金 ⑤その他

会社への訪問希望申込書

※セミナー受講の有無に関らず、希望された企業に専門家アドバイザーが訪問し、無料で相談に
応じます。下記番号に○と内容を記載し、FAX 等にて送付してください。後日ご連絡いたします。

①有給休暇の取得 ②時間外関係 ③36 協定や就業規則 ④労働関係助成金 ⑤人手不足対応
⑥同一労働同一賃金について ⑦その他

【個人情報の取り扱いについて】

受講申込書に関する個人情報は、ご本人の同意なく、本セミナー以外での使用や第三者への提供または開示をいたしません。

石川働き方改革推進支援センター

FAX:076-231-0228

mail: roudou@ishikawakeikyo.or.jp